

10 (仮称)地域協議会の取扱い

新市においては、地方自治法第138条の4第3項に基づく附属機関として、(仮称)地域協議会を設置する。

なお、(仮称)地域協議会の設置目的及び所掌事務などについては、次のとおりとする。

(名称等)

釧路市、阿寒町及び音別町にそれぞれ(仮称)地域協議会を置くこととし、名称を(仮称)釧路地域協議会、(仮称)阿寒地域協議会及び(仮称)音別地域協議会とする。

(設置目的)

新市における一体感の醸成を目的として、次の事項を担う協議会を設置する。

- ・合併に対する住民の不安の解消
- ・住民意思の反映
- ・市民協働の体制づくり

(設置区域)

設置区域は旧市町単位とする。

(所掌事務)

(1) 協議会の設置区域ごとに、当該区域に係る次に掲げる事項について、市長の諮問に応じ審議し、答申する。

- ・新市建設計画に基づく施策の実施に関すること
- ・総合計画に関すること
- ・当該区域固有の事務事業に関すること
- ・市民協働の推進に関すること

(2) 協議会は必要と認める事項について審議し、市長に意見を述べることができる。

(委員定数等)

各協議会の委員定数は10名とし、市長が選任する。

委員構成は、各種公共的団体からの推薦者、学識経験者、公募による選出者等とする。

任期は2年とする。

(報酬)

日額報酬とする。

(組織等)

それぞれの協議会に会長、副会長を置く。

会議の議長、議長の職務代理などは通例による。

委員選任後の第1回の会議は市長が招集し、以降は会長が招集する。

(設置期間)

新市の市長就任後の最初の議会において設置する。

終期は定めないが、組織のあり方について定期的に見直すことを附則に定める。